

## 小田原市いじめ防止基本方針の改定素案に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市いじめ防止基本方針（改定素案）
政策等の案の公表の日	平成29年12月15日（金）
意見提出期間	平成29年12月15日（金）から平成30年1月15日（月）まで（郵送の場合は、当日消印有効）
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	4件（2人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	1人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、反映したもの	0
B	意見の趣旨が、既に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	4
D	その他（質問など）	0

〈具体的な内容〉

(1) 小田原市いじめ防止基本方針の内容に関すること (4件)

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	<p>幼少期より他の子に配慮した会話の仕方ができるようになってほしいと願っています。そのためにも想定しないカテゴリーの方を排除しないような異文化や他世代が交流できる場を幼少期にもつ重要性を再度考え直してほしいです。</p>	C	<p>ご指摘のとおり、いじめの未然防止に向けては、4 (1) 5つ目の○にあるように、幼児期の教育についても重要であると捉えています。今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>実効性のあるいじめ対策チームにするための研修            事件が発生する度に、担任や顧問教諭が一人で抱え込み、他の教職員が保護者と情報を共有する事無く、子供のSOSに対応できずにきた事が判明します。また、担任や顧問教諭の対応のまずさも指摘されます。教師個人にも、対策チームにも、いじめに対する正しい知識、児童生徒に理解が無ければ、いじめを止められないだけでは無く、かえって問題をこじらせ、子供を傷つけます。</p> <p>①年間最低でも3時間程度のいじめに特化した教員研修を義務付けて下さい。対策チームメンバーには、専門性を高めるために最低でも、10時間程度の研修を義務付けて下さい。国や自治体は、その為の環境整備 (人材・資金・時間確保) をして下さい。NPOも活用して下さい。</p> <p>②事実調査は、日常的ないじめの発見や生徒指導には欠かせない物です。第三者委員会における事実調査のノウハウを確立し、学校内のいじめ対策チームと共有して下さい。</p>	C	<p>教職員の研修については、(2) いじめの早期発見のための措置の4つ目の○に挙げていますが、ご指摘のとおり、教職員が、児童・生徒指導上の問題に対する認識を深め、指導力を高めることは重要であると捉えています。今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

	<p>③事実（実態）に即した実効性のあるいじめ対策をする為には、過去の事例に学ぶ事が大切です。</p> <p>④被害者・遺族の話を聞く機会や、事例検討、第三者委員会作成の調査報告書を研修に活かして下さい。</p>		
3	<p>隠蔽が出来ないシステムづくり 過去の事例に学び、これ以上、隠蔽が出来ないシステムづくりをしてください。</p> <p>①事案発生直後の全校生徒と全教職員アンケートの実施</p> <p>②いじめが疑われる自殺事案で、直後の児童生徒へのアンケート調査が事実調査に極めて有効である事は、大津事件をはじめとする多くの事例で既に実証されています。</p> <p>③繰り返し要望してきた事実が上がってくるような内容のアンケート調査を事案発生後出きるだけ日以内に無記名もしくは記名選択式で確実に実施してください。 (原文のまま記載)</p> <p>④被害者、遺族との情報の共有と意見の尊重</p> <p>⑤隠蔽を阻止し、被害者・遺族の尊厳を守る為にも、学校や教育委員会が持つ情報を被害者・遺族と共有して下さい。調査方法についても、この問題に誰より切実な思いを抱き、厳しい審査の目を持つ、被害者・遺族の意見を積極的に取り入れて下さい。</p> <p>⑥衆議院・参議院の付帯決議に書かれていることこそが、被害者・遺族にとっては、最も重要です。拘束力を持つ条文に、是非、入れて下さい。</p>	C	<p>重大事態への対処につきましては、14ページにありますように、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）により適正に対応します。ご指摘のとおり、アンケートの実施方法や、被害者や遺族との情報共有や意見の尊重については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

4	<p>いじめ自殺などの重大事態発生後に第三者調査委員会を立ち上げる場合の初動調査の重要性</p> <p>第三者による調査委員会を機能させ、真実に近付くために何より大切なのは、重大事案発生直後（自殺や事件事故の発生後可能であれば3日以内）に、学校が行う初動の調査です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その初動調査内容が、今後立ち上がる第三者委員会の調査活動の基本となるため、必要不可欠だからです。</li> <li>・我が子の身に起きた事実は親に知る権利があるにも関わらず、調査から分かった事実を、個人情報保護を盾に家族に伝えず、隠蔽してしまう学校がたいへん多いからです。</li> </ul>	C	<p>重大事態発生時の対応については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）により適正に対応します。今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
---	---	---	--